

特別支援保育 のご案内



旭川市特別支援保育事業 ～一般～

旭川市の認可保育所及び認定こども園では、教育・保育を行うにあたり支援が必要な児童を対象に特別支援保育を実施しています。

実施施設

旭川市内の認可保育所・
認定こども園 49園

※実施施設は、下記二次元コード
よりご覧ください。

申込に必要な書類

- ①特別支援保育申込書
- ②心身状況表
- ③同意書
- ④下記のいずれかの書類のコピー
 - ・療育手帳、各種障害者手帳又は通所受給者証
 - ・特別児童扶養手当の認定通知書
 - ・医師の診断書又は、特別支援保育の利用に係る医師の意見書

※必ず診断名がついていなければならないということではありません。

対象児童

教育・保育を行うにあたり
支援を要する、年度当初3
歳以上の児童。

※集団保育が困難な児童は入所でき
ない場合があります。

申込から入所までの流れ

- ①申込書提出
- ②利用調整
- ③保育観察
- ④利用決定
- ⑤入所

※詳しくはお問い合わせください。

留意事項

利用調整は保護者の状況などに基づ
き行いますので、就労状況などに
変更があったときはご連絡ください。
また、希望施設の追加や変更、申し
込みの取り下げの場合もご連絡く
ださい。

お問い合わせ先

旭川市こども・女性・若者未来部
こども保育課 保育センター事業担当
電話：0166-25-9844



旭川市ホームページ
特別支援保育についてはこちら